

## 台風第12号の豪雨等、ならびに台風第11号に係る

### 災害による被災者の皆さまへ

このたびの台風第12号による大雨、ならびに台風第11号により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

当行では、このたびの台風ならびに豪雨等に係る被害により災害救助法が適用された地域の被災者の皆さまに対しまして、下記のとおりお取り扱いをさせていただきます。

1. 預金通帳やご印鑑、キャッシュカードを紛失された場合でも、ご本人が確認できる資料をお持ちいただければお支払いいたします。
2. 定期預金等の期限前払出しについてもご相談に応じます。
3. 災害による障害のため支払期日が経過した手形につきましてもご相談に応じます。
4. 被災により汚れた紙幣のお引き換えに応じます。
5. 国債を紛失された場合についてもご相談に応じます。
6. 災害の復旧、応急資金等の各種ご融資につきましてもご相談に応じます。

#### 災害救助法適用地域

高知県吾川郡いの町、高知県高知市、高知県長岡郡大豊町、高知県高岡郡四万十町、徳島県那賀郡那賀町

ご不明な点等ございましたら、お近くの当行本支店窓口までお問い合わせください。

